

各 位

会社名 **ダイビル株式会社**
代表者名 代表取締役社長執行役員 佐藤 博之
(コード番号 8806 東証・大証第1部)
問合せ先 人事・総務部長 下川 浩志
(TEL. 06 - 6441 - 1932)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成21年6月25日開催予定の第137期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

(1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)(以下「決済合理化法」といいます。)が平成21年1月5日に施行されたことに伴い、以下のとおり変更を行うものであります。

①決済合理化法附則第6条第1項により、同法の施行日をもって当社の株券を発行する旨の規定を廃止する定款変更決議をしたものとみなされておりますので、当該規定を削除するとともに、単元未満株式に係る株券に関する規定および株券喪失登録簿に関する定めについても削除するものであります。(現行定款第7条、第9条第2項、第11条第3項)

ただし、株券喪失登録簿については、決済合理化法の施行日の翌日から1年間は株主名簿管理人が株券喪失登録簿に係る事務を取り扱いますので、経過措置として、その旨附則を設けるものであります。

②決済合理化法附則第2条により、「株券等の保管及び振替に関する法律」(昭和59年法律第30号)が廃止されたことに伴い、「実質株主」および「実質株主名簿」に関する定めを削除するものであります。(現行定款第10条、第11条第3項)

(2) 周知性の向上および手続きの合理化を図るため、当社の公告方法を電子公告に変更し、合わせてやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法を定めるものであります。(変更案第5条)

(3) その他、上記変更に伴う条数の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成21年6月25日(木曜日)
定款変更の効力発生日	平成21年6月25日(木曜日)

以 上

(別紙)

(下線は変更部分であります。)

現行定款	変更案
<p>(公告方法) 第5条 当社の公告は日本経済新聞に掲載する。</p> <p>第6条 (条文省略)</p> <p>(株券の発行) 第7条 当社は株式に係る株券を発行する。</p> <p>第8条 (条文省略)</p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行) 第9条 当社の単元株式数は100株とする。 ②当社は、第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</p> <p>(単元未満株式の買増し) 第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ)は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p> <p>(株主名簿管理人) 第11条 当社は株主名簿管理人を置く。 ②株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって定め、これを公告する。 ③当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備え置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせる。</p> <p>第12条 } ~ } (条文省略) 第34条 }</p> <p>[新設]</p>	<p>(公告方法) 第5条 当社の公告方法は<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> <p>第6条 (現行どおり)</p> <p>[削除]</p> <p>第7条 (現行どおり)</p> <p>(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は100株とする。 [削除]</p> <p>(単元未満株式の買増し) 第9条 当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p> <p>(株主名簿管理人) 第10条 当社は株主名簿管理人を置く。 ②株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって定め、これを公告する。 ③当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備え置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせる。</p> <p>第11条 } ~ } (現行どおり) 第33条 }</p> <p>附則</p> <p>第1条 当社の株券喪失登録簿の作成および備え置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせる。</p> <p>第2条 前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条および本条を削るものとする。</p>